

濃霧による狭視界時の海難防止について、お知らせ

このたび第三管区海上保安本部長より、こんご霧の発生しやすい時期を迎える標記についての注意喚起文書が別紙の通りありましたのでお知らせ申し上げます。

平成21年5月1日
全国海運組合連合会



三交安第7号の2
平成21年4月27日

全国海運組合連合会 会長 殿

第三管区海上保安本部長

牛島 清

濃霧による狭視界時の海難防止について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当庁が行っています海難防止のための航行安全対策について、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝いたします。

さて、平成20年中の当管区内における狭視界時（視程1,000メートル以下）の海難を見ますと、衝突海難5件（9隻）、乗揚げ海難1件（1隻）発生しており、いずれもほぼ平成19年並みで、平成18年の24隻からは大きく減少しています。

しかしながら、事故原因を分析してみると、狭視界となっているにもかかわらず継続監視や見張りを強化するなどの安全運航のための基本的事項を励行していないなど、例年と同じく、人為的な運航の過誤によるものがその殆どを占めており、これから霧の発生しやすい季節を迎えるにあたり、衝突海難等の発生が懸念されるところです。

このため、当本部では海難防止講習会、訪船指導及び現場指導等あらゆる機会を捉え、海事関係者に対して、海難防止を呼びかけるとともに、東京湾海上交通センターからのきめ細かな情報提供を引き続き実施していくこととしておりますので、貴台におかれましても、傘下職員に対し下記事項の遵守等につきまして、指導いただきますよう宜しくお願ひ致します。

記

- 1 気象海象を早期に把握し、十分余裕のある航海計画の立案に努めること。
- 2 深夜の時間帯に運航する場合は、周囲の状況及び他船の状況に細心の注意を払うこと。
- 3 狹視界時においては、状況に応じた適切な見張りを励行すること。
特にレーダー、AIS（船舶自動識別装置）等を有効かつ適切に利用すること。また、状況に応じ、適切な見張員の配置を行うこと。
- 4 状況に応じた安全な速力で航行すること。
- 5 十分余裕のある時期に適切な避航動作の実施及び相手船が十分遠ざかるまで他船動静の連続的な監視を行うこと。
- 6 船長は、船橋当直者に対し、自船の周辺海域が狭視界となった際の報告の徹底を図ること。
- 7 海上保安庁が提供する霧通報、MICSを有効に活用すること。